

令和5年度 第2回中野区文化財保護審議会 議事要旨

- 1 開催日時
令和6年3月19日(火) 14時から16時
- 2 開催場所
中野区立歴史民俗資料館1階 研修室
- 3 出席者
委員：大石学、仲町啓子、松原智美、山崎祐子、渡辺丈彦（敬称略）
事務局：区民部 文化振興・多文化共生推進課
（富士縄課長、佐藤文化財係長、比留間学芸員、藤掛学芸員、小林主事）
- 4 傍聴者
2名
- 5 議決事項
（1）「中野区文化財保護審議会の運用について」の決定 （資料1）
- 6 報告事項
（1）令和5年度埋蔵文化財実績について （資料2）
（2）名勝哲学堂公園について （資料3）
（3）令和6年度歴史民俗資料館の年間スケジュールについて （資料4）
（4）旧中野刑務所正門について （資料5-1～2）
- 7 審議事項
（1）未登録文化財について （資料6）
（2）今後の文化財の登録・指定について （資料7-1～2）
- 8 公開の可否
一部公開（議決内容、「今後の文化財の登録・指定について」を除く）

・配付資料

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 資料1 | 中野区文化財保護審議会の運用について |
| 資料2 | 令和5年度 埋蔵文化財対応状況について |
| 資料3 | 名勝哲学堂公園について |
| 資料4 | 2024年度 歴史民俗資料館 展示・イベント年間スケジュール |
| 資料5-1 | 旧中野刑務所正門の移築・修復工事に係る進捗状況について |
| 資料5-2 | 旧中野刑務所正門周囲での本格調査成果速報 |
| 資料6 | 未登録文化財について |
| 資料7-1 | 今後の文化財の登録・指定について |
| 資料7-2 | 中野区内登録・指定文化財一覧 |

1 議決内容

・事務局

資料1「中野区文化財保護審議会の運用について」に基づき、説明。

運用方法について定めた「中野区文化財保護審議会の運用について」を決定し、これに基づき、これからの会議を公開にて運営していくことについて議決を行い、異議がなかったことから、決定とした。

2 報告事項

(1) 令和5年度埋蔵文化財実績について

・事務局

資料2「令和5年度 埋蔵文化財対応状況について」に基づき、説明。

・委員

哲学堂公園の庭球場工事の遺構の発掘現場だが、開発面積、発掘面積はどの程度なのか。

・事務局

発掘面積は約900㎡。タバコ3箱程度の遺物が出た。

・委員

遺物の出土量が多い。哲学堂公園は国名勝であることから、現状変更を伴うことであり、報告書を出すべきなのではないか。

・事務局

工事所管と今後調整したい。

・委員

神明町氷川神社遺跡の調査では竪穴住居の遺構が出たとの報告だが、こうしたことはよくあることなのか。他の地域ではどうか。

・事務局

この近辺では、小学校敷地の埋蔵文化財調査でも見つかっている。

・委員

哲学堂公園の道路状遺構とはどのようなものか。

・事務局

当初、溝だと考えていたが、大八車の轍が認められた。砂利を敷き詰めて沈み込まないようにしている。哲学堂公園の弓道場でも同様のものが見つかっており、時期としては近世のものである。哲学堂公園は、全体的にこうした土地利用がなされていたのだと考えられる。

・委員

道路状遺構ということだが、これ自体が道路なのか。

・事務局

大八車の轍が残っており、道路であると考えられる。

・委員

成願寺の防空壕にまつわる事柄について、周辺住民から聞き取りはしたのか。

・事務局

防空壕のある成願寺には聞き取りはしたが、記憶にはないとのことだった。住民には聞き取りをしておらず、今後検討したい。

・委員

この件の報告書の完成が待たれるが、いつ頃になるのか。

・事務局

成願寺遺跡は令和6年春頃、神明町氷川神社遺跡は令和6年度冬頃を予定している。

(2) 名勝哲学堂公園について

・事務局

資料3「名勝哲学堂公園について」に基づき、説明。

・委員

中野区教育委員会許可分の現状変更について、立ち枯れというものがあるが、これはどういうことか。維持管理が不十分ということはないのか。

・事務局

高齢化により、冬の風等で大枝が折れるというケースがあり、約20本を数える。維持管理が行き届いていないということはないが、通行により踏み固められ、木々の生育が悪くなるケースがある。

・委員

哲学堂公園の再整備の取りまとめはどうなるのか。

・事務局

再整備計画は、令和5年度中に取りまとめられる。

・委員

大きな事業なので、今後も注視していきたい。

(3) 令和6年度歴史民俗資料館の年間スケジュールについて

・事務局

資料4「2024年度 歴史民俗資料館 展示・イベント年間スケジュール」に基づき、説明。

・委員

次年度の資料館の年間スケジュールにある、企画展「その名は中野サンプラザ」は時宜を得た企画である。全国から見学者が来ることが期待される。広報にも力を入れてほしい。

・事務局

広報の仕方には工夫し、SNSの拡散性を見込み、歴民に来館するきっかけにしたい。

・委員

中野サンプラザの周辺に広告をしていけないのか。

・事務局

中野サンプラザは既に閉鎖している。中野駅周辺での PR などを検討したい。

・委員

経費をかけすぎるのも問題だが、模型を作るのはいいかもしれない。

(4) 旧中野刑務所正門について

・事務局

資料 5 - 1 「旧中野刑務所正門の移築・修復工事に係る進捗状況について」、資料 5 - 2 「旧中野刑務所正門周囲での本格調査成果速報」に基づき、説明。

・委員

刑務所正門の塀部分の変遷がわかったことは成果である。このことにより、門そのものの価値も高まることになる。来年度の資料館での展示にも、この成果を反映してほしい。本格調査の報告書にも期待している。

・委員

創建時に比べると、復興時に塀の位置が動かされている。塀が壊れたから、変えたのか。

・事務局

塀の構築は元の場所ではなく、基礎がない部分で行われた。仮塀とはいえ、強固に作られている。

・委員

仮塀と言い切れるのか。

・事務局

囚人が逃げないように急遽、煉瓦塀の前側に建てたと思われる。監獄法が変わり、刑務所内部が見える縦格子塀が内側に作られた。

・委員

次の構築予定があれば、仮塀なのだと思うが、それが決まっていなければ仮塀とは言えない。

・事務局

仮塀の名称については、今後検討したい。

・委員

この移築・修復工事だが、なぜこんなに時間を要するのか。

・事務局

曳家だけであれば 1 か月もかからない。門の修復や曳家ルート of 構築・撤去も含めた期間となっている。

・委員

曳家の一般公開は行うのか。

- ・事務局
工事事業者等との調整もあり、今は発表できるような状況ではないが、一般公開ができない場合もあるので、映像での公開を考えている。
- ・委員
大磯町（神奈川県）では文化財について外部の人たちに見られるようにした。近所の人たちが見学し、審議会の委員も視察する。そうしたことに価値があると思う。
- ・事務局
敷地の仮囲いの塀は、一部、透明なアクリル板にしている。外からもある程度見られるが、できれば敷地内に入って見学していただきたいと思う。ただ、現状、確実にできるとは申し上げられない。
- ・委員
土日など工事が無い時に、文化財行政のアピールとして公開するといいい。門周辺の遺構はどうなるのか。
- ・事務局
出てきたものについて全てを保存することは難しい。門の内部で展示しようにも、大がかりなものを展示するだけのスペースがない。
- ・委員
充実した形で展示する施設を考えてほしい。
- ・事務局
正門の内部については限定公開になるので、活用できる場所で周知していきたい。
- ・委員
門の創建時の復元があればいいと思うが。
- ・事務局
AR、VRなどの技術を用いて、再現することも考えられる。

3 審議事項

(1) 未登録文化財について

- ・事務局
資料6「未登録文化財について」に基づき説明。
- ・委員
未登録文化財にとってのメリットは、補助金なのか。
- ・事務局
わかりやすいメリットは補助金だと考える。
- ・委員
所有者が代替わりする際の援助はどうなるのか。
- ・事務局
国登録文化財であれば、税制優遇がある。

・委員

東日本大地震の際、文化財レスキューでうまくいったケースは、事前に正確な所在地を把握しているところだった。可能性があるものについては、悉皆調査が必要だ。ただ、中野区のように人口が多いところでは、貴重な文化財を持っていても防犯上の理由から明かさない人も多い。悉皆調査は行ったのか。

・事務局

石造物、地蔵で調査を行ったが、近年では行われていない。

・委員

東日本大震災の時も、大量に民間の文化財が出てきて、レスキューの対象とした。情報提供を求めるのは有益だ。広い範囲で、どういう文化財があるのか、調べるのがいい。大変かもしれないが、危機に瀕しているものに対して、調査を行ってほしい。

・委員

過去に建造物に対する調査成果がなかったか。

・事務局

「中野を語る建物たち 中野区大正期・昭和前期建物調査報告書」がある。

・委員

私も文化財レスキューに関わっている。津波で被災した地域では、文化財の所在がわかっていた。中野のような場所では難しい。聞き方によっては、屏風、掛け軸などは、所有していることを他人には言わない。地域の中にある有形で、皆の目に触れているものなどのうち、やれるところからやる必要がある。石像物のすべてをやってないなら、もう一回やるというのは意味がある。建造物についても、やった方がよい。

以前に調査を行ったものの後追いは、それほど難しくはない。

台東区には、指定候補リストがある。指定候補リストの中に所有者の意向とは関係なしに挙げておくものである。

一方、無形文化財や、地域の行事、それらは積極的に調べないと、気づいたらなくなっている。無形文化財の方にも心を寄せるべきだと考える。無形は財産には関わらないから、アンケート調査をするのがよい。

・事務局

具体的にどう進めるのか、制度案を作っていきたい。優先順位づけが難しいので、委員の皆さんからはご意見をいただきたい。地域性が一つの取っ掛かりになると思う。

・委員

資料にある防火水槽について、区では把握していたのか。

・事務局

区では把握していなかった。

・委員

情報の掘り起こしは必要だと思う。

(2) 今後の文化財の登録・指定について

※個人情報保護の観点から配付資料、議事内容は非公開とする。

・事務局

資料7-1「今後の文化財の登録・指定について」、資料7-2「中野区内登録・指定文化財一覧」に基づき説明。

令和5年度 第2回中野区文化財保護審議会 次第

1 日 時

令和6年3月19日(火) 午後2時から午後4時(終了時間は予定)

2 会 場

中野区立歴史民俗資料館 研修室

3 内 容

(1) 議決事項

- ・「中野区文化財保護審議会の運用について」の決定

(2) 富士縄課長挨拶

(3) 大石会長ご挨拶

(4) 報告事項

- ・令和5年度埋蔵文化財実績について
- ・名勝哲学堂公園について
- ・令和6年度歴史民俗資料館の年間スケジュールについて
- ・旧中野刑務所正門について

(5) 審議事項

- ・未登録文化財について
- ・今後の文化財の登録・指定について

【配付資料】

- ・資料1 中野区文化財保護審議会の運用について
- ・資料2 令和5年度 埋蔵文化財対応状況について
- ・資料3 名勝哲学堂公園について
- ・資料4 2024年度 歴史民俗資料館 展示・イベント年間スケジュール
- ・資料5-1 旧中野刑務所正門の移築・修復工事に係る進捗状況について
- ・資料5-2 旧中野刑務所正門周囲での本格調査成果速報
- ・資料6 未登録文化財について
- ・資料7-1 今後の文化財の登録・指定について
- ・資料7-2 中野区内登録・指定文化財一覧

中野区文化財保護審議会の運用について

中野区文化財保護審議会（以下、「審議会」という。）の運用について、以下のとおり決定する。

1 会議の公開

審議会の会議は、中野区文化財保護条例施行規則（昭和 56 年中野区教育委員会規則第 14 号。以下、「規則」という。）第 20 条第 6 項の規定により公開とし、区民等に会議の傍聴を認め、会議録を公表する。

ただし、中野区区政情報の公開に関する条例第 8 条第 1 項に規定する情報を取り扱う場合など、審議会が必要があると認める場合は、規則第 20 条第 6 項ただし書の規定により、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。この場合、会議の冒頭において決定することとする。

2 開催の告知

審議会の会議の開催は、開催日の 5 日前までを目途に、日時、会場、案件を区のホームページに掲載し、告知する。

3 傍聴の定員及び受付

- (1) 傍聴人の数は、会場の収容能力に応じて制限することができる。
- (2) 傍聴の申出は、会議の当日、会場の入口において先着順にて受け付ける。

4 傍聴人の遵守事項等

- (1) 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ア 会議中は傍聴席において静粛に傍聴し、発言、私語等をしないこと。
 - イ 会場内での発言に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
 - ウ プラカード、旗、はち巻き、たすき、腕章等を用いた示威的行為をしないこと。
 - エ 傍聴時は食事をしないこと。
 - オ 会場内において撮影、録音等の行為を行わないこと。
 - カ このほか、会場内の秩序を乱し、会議の妨害となる行為をしないこと。
- (2) 会長は、傍聴人が（1）の事項を遵守しないときは、会議の円滑な運営を図るため、当該傍聴人の退室を求めることができる。
- (3) 会長は、規則第 20 条第 6 項ただし書の規定により審議会の全部又は一部を非公開としたときは、傍聴人を退室させるものとする。

5 会議録

- (1) 会議録は、開催日時、出席委員氏名、議事内容、その他必要な事項を記載する。
- (2) 会議録の作成に当たっては、その内容の正確を期すため、出席した委員全員の確認を得るものとする。
- (3) 確認手続を経た会議録は、区のホームページに掲載し公開する。なお、規則第20条第6項ただし書の規定により会議の全部又は一部を非公開としたとき、当該部分の会議録は非公開とする。

令和 5 年度 埋蔵文化財対応状況について

令和 5 年度（2 月末日現在）の埋蔵文化財対応件数は、以下のとおりである。

令和 5 年度

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	累計
(1)包蔵地照会	92	107	132	99	96	109	135	109	100	112	108	1199
(2)発掘届	5	3	4	5	8	3	2	5	4	9	3	51
(3)立会調査	1	1	1	1	4	2	4	3	3	3	2	25
(4)試掘・確認調査	5	1	0	3	1	3	1	0	0	0	2	16
(5)本調査	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	3

埋蔵文化財包蔵地の照会件数及び発掘届の提出件数、立会調査の件数は過去 3 年度と同程度であった。

試掘・確認調査については、2 月末時点で 16 件実施している。4 月・7 月にそれぞれ 2 件実施した試掘調査、9 月に旧法務省矯正研修所跡地（曳家経路上）で実施した確認調査、2 月に実施した試掘調査 1 件の計 6 件が国庫補助金対象事業である。それ以外の 10 件の調査は、事業者や区が主体者となった原因者負担事業であった。

特筆すべきは、9 月 11 日より約 1 か月間実施した哲学堂公園庭球場での試掘調査である。本件は、今年度実施の哲学堂公園庭球場の改修に伴い、照明柱やフェンスの建設予定箇所など、深くまで掘削することが想定される箇所で実施した。試掘調査の結果、縄文時代の貯蔵穴（写真 1）、竪穴住居、近世の道路状遺構（写真 2）、区画溝（裏面写真 3）等を検出している。なお溝はテニスコートの外側まで続いていることが確認され、さらなる広がりが見込まれる。遺物は縄文時代中期の土器や打斧、近世の砥石や陶磁器（裏面写真 4）が出土している。



写真 1 縄文時代貯蔵穴



写真 2 近世道路状遺構



写真3 近世区画溝



写真4 出土遺物（縄文時代、近世）

また、原因者負担事業として実施した試掘調査のうち、2件が本調査へと至った。

1件目は本町二丁目28番内（成願寺遺跡）にて6月12日～30日の期間で実施し、縄文時代の土坑や太平洋戦争中の待避壕（写真5）が確認されている。待避壕の覆土は被熱した焼土を多量に検出し、銅製の狛犬や三八式歩兵銃（写真6）などが出土している。周辺は昭和20年の山の手大空襲で広く被災していることから、この時に被災し廃棄した可能性がある。



写真5 近世待避壕



写真6 三八式歩兵銃尾筒部

2件目は、弥生町四丁目17番内（神明町氷川神社遺跡）で9月1日～11月17日の期間で実施し、弥生時代の竪穴住居跡（写真7）や近世の区画溝（写真8）、畑跡などが確認された。

そのほか、12月20日～2月29日にかけて、旧豊多摩監獄表門周囲にて、豊多摩監獄や豊多摩刑務所に係る遺構を調査するための本調査を実施した（資料5-2参照）。いずれも、発掘調査報告書の完成が待たれる。



写真7 弥生時代竪穴住居



写真8 近世区画溝

名勝哲学堂公園について

1 現状変更の申請について

令和5年度（令和6年2月末日まで）に申請のあった現状変更は、以下のとおりである。

(1) 中野区教育委員会許可分

※許可条項は文化財保護法施行令第5条第4項第1号イ～ルの該当項目
 イ＝2年以内の期間に限って設置される小規模建築物の新築・増築・改築
 ハ＝工作物(50年経過しないものの設置)、道路の修繕(掘削を伴わないもの)
 ト＝木竹の伐採

No.	現状変更内容	申請者	申請日	許可日	完了報告日	許可条項
1	四聖堂木製階段の更新	指定管理者	4月3日	4月18日	6月8日	ハ
2	園路舗装の修繕	指定管理者	6月4日	6月6日	11月6日	ハ
3	枯損木の伐採	指定管理者	6月5日	6月6日	8月10日	ト
4	立ち枯れたアカマツの伐採	指定管理者	6月23日	6月27日	8月10日	ト
5	立ち枯れた樹木の伐採	指定管理者	10月12日	10月19日	11月30日	ト
6	梅林木橋における応急措置	指定管理者	12月8日	12月12日	1月12日	ハ
7	哲学堂庭球場北部斜面樹林の整理	指定管理者	12月28日	1月11日	未	ト
8	トウネズミモチの伐採	指定管理者	1月17日	1月18日	2月8日	ト
9	野球場南側園路の一部復旧	区長	1月26日	1月29日	3月1日	ハ
10	庭球場周辺の高木の除伐・枝落とし	指定管理者	2月20日	2月22日	未	ト
11	プレハブの設置及び車両の駐車	区長	2月28日	2月29日	未	イ

(2) 文化庁許可分

No.	現状変更内容	申請者	申請日	許可日	完了報告日
1	さくら広場の玉石縁石の据え直し	区長	6月14日	7月21日	12月12日
2	庭球場の整備	区長	6月16日	7月21日	未

今年度実施した現状変更の中で特筆すべきは、庭球場の整備である。令和5年3月に策定した「名勝哲学堂公園保存活用計画」（以下、「保存活用計画」という。）の「第4章 現状と課題」に記載のとおり、哲学堂公園の庭球場は、人工芝の製品の寿命や、照明のLEDへの転換が課題として挙げられている。そのため、資料2にて報告を行ったとおり、掘削が深くなる箇所を試掘調査を実施のうえ、人工芝・照明柱・外周フェンス等の更新を実施した。庭球場の整備に係る現状変更完了の報告については、追って文化庁長官に対し提出を行う予定である。

2 き損届の提出について

今年度は災害等により2件のき損が生じ、以下のとおり文化庁にき損届の提出を行った。

(1) さくら広場でのき損

令和5年6月に発生した台風2号に伴う暴風雨により、さくら広場内の妙正寺川護岸沿いのサクラが、護岸の柵にもたれかかる形で倒れ、持ち上がった根により園路及び園路沿いの四つ目垣が破損した。

き損後の措置として、柵にもたれかかっている倒木上部の除伐を行い、持ち上がった根により生じた穴は、「水締め」により埋戻しを行い、来園者が安全に通行できるように締固めた。残った倒木下部の抜根については、今後の公園整備の中で措置を行う予定である。

(2) 四聖堂及び無尽蔵でのき損

令和6年1月28日に発生した東京湾を震源とする地震により、四聖堂の正面の部戸裏面の板が外れ、過去に補修が行われた回廊の一部に剥離したほか、無尽蔵の屋根瓦が一部落下していることが確認された。

これらは、名勝の本質的価値を構成する要素の一部であることから、調査や設計等を経て慎重に実施する必要がある。そのため、これらのき損に対しては、応急措置や立入りの制限を実施している。

3 哲学堂公園の今後の整備について

(1) 再整備基本計画について

保存活用計画に基づき、園内の整備内容の範囲、規模、手法等の具体化を図り、実施手順や必要な手続等を検証するため、今年度「名勝哲学堂公園再整備基本計画」の取りまとめに向けた検討が進められている。

これまでに学識者に対するヒアリング3回が実施され、先日、オープンハウス方式により、区民に対する意見聴取が宇宙館にて開催された。

(2) 今後のスケジュール

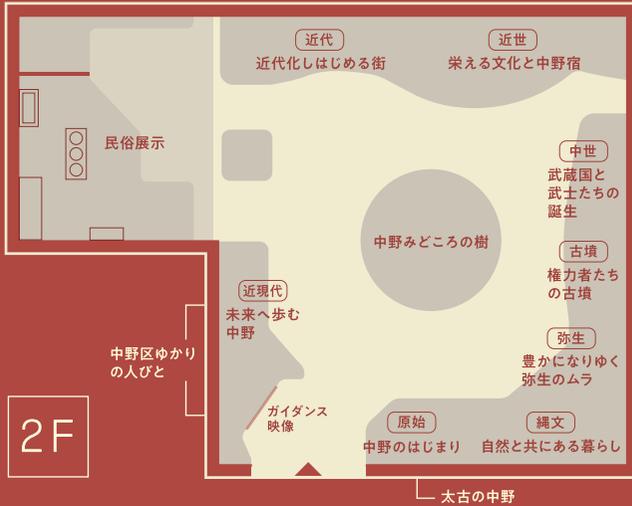
令和6年度より、公園施設の整備に係る基本設計や古建築物等の中でも傷みの激しい常識門の実施設計が開始される。以後の整備については、概ね以下のスケジュールを想定している。

保存活用計画の改定（目安）

	短期		中期		長期
公園施設	基本設計	実施設計・工事（第1期）	実施設計・工事（第3期）		
			実施設計・工事（第2期）	実施設計・工事（第4期）	
管理棟	運営・活用方針検討、設計等		仮設・準備工	建築工事	
古建築物等 修復	常識門			石造物	
		六賢台・霊明閣・客観廬・主観亭			

※関係機関等との協議検討状況、発掘調査の状況等により、変更の可能性がある。

武蔵野における 中野の風土と人びとの暮らし



太古から現代までの中野の歴史を、
絵巻物のようにたどることができる展示です。
展示の中心にある「中野みどりの樹」では、
5つのテーマで中野ならではの歴史や文化財を紹介しています。
各時代の貴重な史料に加え、中野の歴史を概観するガイダンス映像、
各時代の人々の暮らしの様子を伝える壁面映像、
中野にゆかりのある文化人等を紹介する検索端末など、
新しいコンテンツを通して中野の歴史・文化の魅力を発信しています。

中野みどりの樹



photo/Forward Stroke Inc.

交通・アクセス



- 西武新宿線「沼袋駅」北口より徒歩8分
- 都営地下鉄 大江戸線「新江古田駅」より徒歩15分
- JR「中野駅」北口より練馬駅行き(京王バス中92系統)「江古田二丁目」下車徒歩2分
- JR「中野駅」北口より江古田駅行き(関東バス中41系統)「江古田二丁目」下車徒歩2分
※中12系統はとまりません
- 西武池袋線「練馬駅」北口より中野駅行き(京王バス中92系統)「江古田四丁目」下車徒歩5分

ご利用案内

- 開館時間 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
- 休館日 月曜日・第3日曜日・年末年始(12/28～1/4)
- 入館料 無料

※調査研究室にて中野区に関する歴史や民俗の参考図書を読覧できます。

- 館利用者専用駐車場あり
- 大型エレベーターあり 車椅子の方でも安心して観覧できます
- 貸出用車椅子あり(2台 無料)

山崎記念 中野区立歴史民俗資料館は、
郷土の文化遺産を保存し
展示活用していくことを目的に、
名誉都民である故・山崎喜作氏から
寄贈された土地に建設し、
平成元年(1989年)に開館しました。



山崎記念 中野区立歴史民俗資料館

〒165-0022 東京都中野区江古田4-3-4
TEL(03)3319-9221 FAX(03)3319-9119

開館の状況など、資料館の最新情報はホームページ等でご確認ください。



展示・イベント

年間スケジュール

Yamazaki Memorial
NAKANO HISTORICAL MUSEUM
Annual Schedule



旧中野刑務所正門の移築・修復工事に係る進捗状況について

旧中野刑務所正門（区指定有形文化財：旧豊多摩監獄表門。以下「正門」という。）の移築・修復工事に係る各種事業の進捗状況について、報告する。

1 埋蔵文化財本格調査

正門が存する敷地は、区の埋蔵文化財包蔵地（平和の森公園北遺跡）の範囲内にあり、令和3年度以降、複数回にわたり埋蔵文化財の発掘調査を行ってきた。その結果、正門の両脇において豊多摩監獄期の煉瓦塀基礎及び豊多摩刑務所期の鉄格子塀基礎（遺構）が発見された。

これらの遺構は、正門に付随する施設であるが、正門とともに保存することは困難であることから、正門の周囲部分での遺構調査を実施し、遺構に関する詳細な記録を作成するため、本格調査を実施した。

令和6年2月末までに現地での調査が完了しており、今後は記録等の整理作業を経て、令和6年度末までに詳細な報告書としてまとめる予定である。

なお、今回の本格調査により、現在までに以下のような新たな発見があった。

(1) 震災復興期に設けたコンクリート仮塀を用いた道路面

関東大震災後、復旧工事を行う間、写真1のとおり、青線の位置にコンクリート製の仮塀が設けられていた。正門の南側（赤線で囲われた範囲）にコンクリートの道路面が残存していることは過去の発掘調査により判明していたが、今回の本格調査により、この道路面が復旧工事の際に建造されたコンクリート製の仮塀を倒して設けられたものであることが判明した。

(2) 煉瓦を用いた溝

正門の正面にあった植栽帯の中に写真2のとおり、煉瓦を用いた溝が設けられていた。溝の蓋には、煉瓦のほか、正門の屋根材として用いられていたスレート板なども用いられている。関東大震災後の復旧工事の際に部材を転用して設けられ、改修を加えつつ排水や電気ケーブルの埋設に使われていたものと考えられる。



写真1 コンクリート仮塀を用いた道路面



写真2 煉瓦を用いた溝

(3) 刑務所の塀基礎

正門の西側及び東側では塀の基礎が確認され、三度にわたり構築されていることが判明した。写真3、4の赤線は創建時に構築された煉瓦塀の基礎、青線は関東大震災後に構築されたコンクリート仮塀の基礎、緑線は昭和6年に竣工した煉瓦混コンクリート塀基礎である。時期により鉄筋の有無や構築材が変化し、刑務所の外周を囲う塀を強固に構築していることが明らかになった。



写真3 正門西側の塀基礎出土

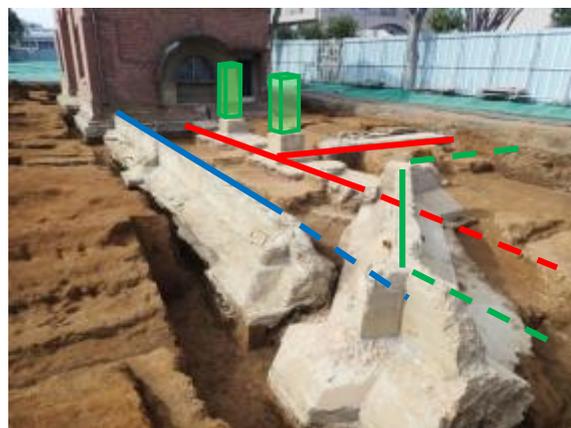


写真4 正門東側の塀基礎出土

2 記録・保存業務

正門が区指定有形文化財であることを念頭に置き、後世の人々が参照できるよう、移築・修復工事の工程や解体調査結果、修復工事の仕様等を記録・保存し、正門内部で行う展示や書籍の刊行等の形で活用できるよう、各種データ、映像等の収集及び報告書を作成する。

令和5年度は、埋蔵文化財本格調査に合わせ、かつて正門に付属していた塀（遺構）の建築調査を行い、その建築図面（平面図、立面図等）を作成する。

令和6年度からは、移築・修復に伴う映像記録の作成、模型作成のためのデータ収集などを行う予定である。

3 移築・修復工事に伴う工事説明会

4月中旬から移築・修復工事が開始されることに伴い、近隣住民を対象とした工事説明会を3月3日（日）、新井区民活動センターにて実施した。

4 今後の情報発信等について

正門については、曳家をはじめ、移築・修復に係る様子をホームページ等により随時公開していくとともに、歴史民俗資料館や区役所新庁舎1階における企画展示を実施する。また、報道機関による取材や番組制作を促していく。さらに、ふるさと納税の充当先とすることを検討する。

5 今後の予定

令和5年度	3月末	塀の遺構の建築調査（記録・保存業務）の完了
令和6年度	4月中旬	移築工事の開始
	3月末	埋蔵文化財本格調査の完了
令和7年度	7月上旬	移築工事の完了
令和8年度	9月頃	修復工事の完了
	3月末	記録・保存業務の完了
令和9年度	3月頃	公開開始

旧中野刑務所正門周囲での本格調査の成果速報

1 本格調査に至る経緯

令和4年3月～6月に実施した確認調査及び平和の森小学校移転用地試掘調査の結果により、正門周囲については煉瓦塼・鉄格子塼基礎等の旧豊多摩監獄・旧豊多摩刑務所に係る遺構が残存していることが判明した。正門は現在地より西側へ約110m曳家をし、それに伴う掘削工事が行われるため、正門周囲で確認されている遺構は現地での保存をすることが難しい。

これらの遺構は、区指定有形文化財である正門に付随する施設であることから、正門の周囲部分（約600㎡）での遺構調査を実施し、遺構に関する詳細な記録を作成するため、本格調査を実施した。

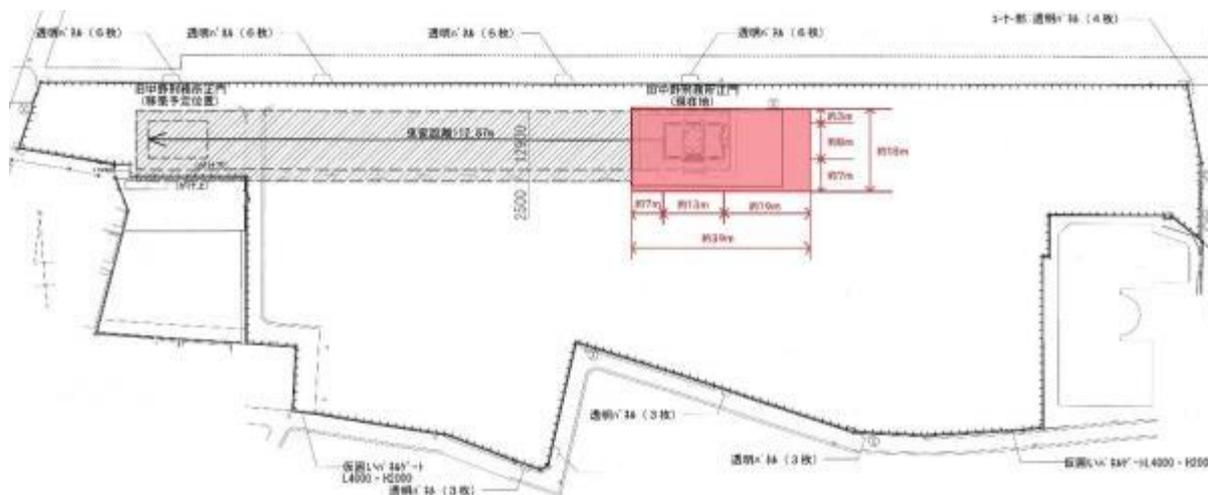


図1 調査範囲図

2 本格調査の結果

確認された遺構は関東大震災以降に構築された第1面とそれ以下の創建時の基礎等が検出された第2面において確認を行った。第1面ではコンクリート平坦面、鉄格子塼、コンクリート仮塼、煉瓦溝、煉瓦地業層、煉瓦混コンクリート塼、煉瓦塼などが検出された。特に第1面のコンクリート平坦面は通常的路盤として構築されたものではなく、コンクリート仮塼を引き倒して路盤として再利用している事が判明した。このような大胆な工事は現代では行われず、関東大震災後の復旧工事を迅速に対応していた結果であると推定される。

次に第2面で検出した塼の基礎であるが、時代によって構築材が変化していることや前時代に構築していた塼のラインを踏襲または再設計し、関東大震災後は強固な鉄筋コンクリート造に仕上げられ、災害に対応した構造であることが判明した。



写真1 正門西側全景



写真2 花崗岩縁石とコンクリート平坦面

出土遺物としては、刻印煉瓦、瓦、スレート瓦、通信電気ケーブル、石材、金属部材、ガラス瓶等が出土した。正門本体では「上敷免製」の刻印煉瓦が使用されているが、この他にも数種類の刻印煉瓦が出土している。それらは、関東大震災後の復旧工事で使われた部材が地業層から見つかったことから、刑務所内で被災した建物等より再利用された可能性が考えられる。石材は安山岩、凝灰岩、花崗岩が見つかった。中野周辺では石切場は存在しないため、これらは遠隔地から運搬されたものであり、産出地の特定が今後の課題である。



写真3 煉瓦と瓦の地業層



写真4 煉瓦混コンクリート塀基礎

目視できる範囲では分からなかったが、発掘調査を行うことにより、建物周辺の構造物の変遷や使用する材質の変化、災害を克服するための工夫など、新たな事実が徐々に浮き彫りになってきている。正門自体は周辺地域では先駆的な構造物であったと評価されているが、地下に埋蔵されている遺構も近代化を推進する先駆的な構造物であったと評価できる。本格調査で得られた事柄は令和6年度中に整理し、報告書を刊行する予定である。

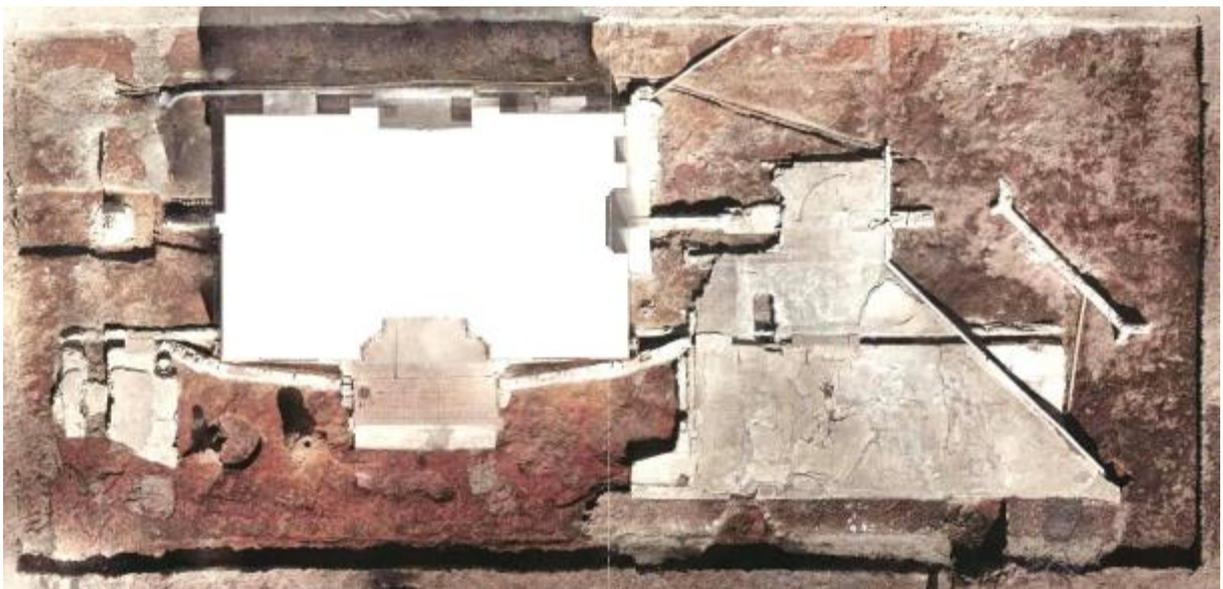


写真5 第1面空撮写真

未登録文化財について

令和6年2月末日現在、区内には121件の区登録・指定文化財、3件の都指定文化財、5件の国登録文化財、1件の国指定文化財が存在する。一方、登録や指定には至っていないが、区民等に親しまれ、一定以上の価値を有する文化財（以下、「未登録文化財」という。）について、昨今問合せが増加しているところである。このことについて、この間に生じたケースの報告を行うとともに、課題の整理を行う。

1 未登録文化財に関する報告

(1) 防火水槽・犬の像

中央四丁目の個人宅前に設置されている防火水槽（写真1）について、歴史民俗資料館で引き取り後世に伝えていくべきであるとの区民からの要望が寄せられた。

その後、所有者と連絡を取ることができ、防火水槽の作者は、所有者の祖父であり、鋳絵師として著名な伊藤菊三郎氏であることが判明した。また、この防火水槽と、同氏が手がけた犬の像（写真2）は、所有者自身の高齢や散逸の懸念から、来年度歴史民俗資料館に寄贈され、屋外展示物としての活用が図られることとなった。



写真1 防火水槽



写真2 犬の像

(2) 鷺宮五丁目所在 子育地蔵

令和5年6月、鷺宮五丁目の御嶽神社隣接地に所在する子育地蔵（写真3）が倒壊し、台座から外れているという連絡が区民より複数寄せられた。当該地蔵は、地域の住民に親しまれており、歴史民俗資料館で発行している有料刊行物にも記載はあるが、区所有でも、区登録・指定文化財でもない。そのため、区として当該地蔵の修復を行うことは困難であったため、当該地蔵が所在する町会に対しての情報提供を行うのみに留まった。その後、町会が修復のための寄付を募ったことから、修復が行われた。



写真3 倒壊した子育地蔵

2 未登録文化財に関する課題

未登録文化財におけるは最たる課題は、価値が把握されないまま滅失あるいは散逸してしまう恐れがある点や、これらの危機に瀕しているながら、未登録であるが故に手立てを打つことができないという点である。

区で所有しているものや、区所有でなくとも登録・指定文化財であれば、条例等に則った修復や、補助金の交付による支援を行うことも可能であるが、未登録文化財については、現状支援を行うことが難しい。近隣区に対して、未登録文化財に対する補助の有無の聞き取り調査を実施したが、いずれの区も実施していないとの回答であった。

また、文化財の登録・指定は、所有者の財産権にもかかわることであり、文化財を大切に保存し、公開活用を行うなどの管理責任が生じる。そのため、一概に登録・指定とすることは難しく、所有者の意向を確認しながら進める必要がある。

3 未登録文化財に関する取組みについて

自治体の中には、広義での文化財の保護のため、従来の登録・指定とは異なる制度を設けている自治体も存在する。例えば新宿区では、文化財のうち、地域において守られてきたもので、地域の歴史を継承するために保存する必要があると認めるものについて、「新宿区地域文化財」として認定している。また、浜松市では、浜松地域遺産認定制度（通称：認定文化財制度）を導入し、年度ごとに期間を設け、認定文化財の候補の募集を行っている。このように新たな制度を設けるということも、未登録の文化財を減らすという点では考えられる。

そのほか、区内に存在する未登録文化財を把握するため、区民等から情報提供を募る仕組みの創設なども考えられる。ただし、いずれの場合も所有者の意向については慎重に確認する必要がある。